

会津地方において田舎での生活を目的とする不動産の売買仲介等を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立人の平成27年8月分以降の営業損害について、年度ごとに原発事故の影響割合を考慮しながら損害額を算定し、上記1倍相当額とは別に、逸失利益の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X組合（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### （1）損害項目

営業損害（逸失利益）

#### （2）期間（上記（1）について）

平成27年8月1日以降

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項（1）記載の損害項目及び同（2）記載の期間に対する和解金として金866万8009円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項（1）記載の損害項目（同項（2）記載の期間に限る）に対する賠償として、金515万8711円を支払い済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目（同項（2）記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年5月7日

(仲介委員 中村 嘉宏)